

平成16年9月18日

医療機関各位 様

社団法人 豊中市医師会  
会 長 山口 善昭

豊中市福祉医療費助成事業の変更について(お知らせ)

上記の件について豊中市から説明がありましたので、以下のとおりお知らせします。尚、この件に関する市役所の手続きは、5月議会で承認されています。

記

1. 実施時期 : 平成16年11月1日から(障害者医療、ひとり親家庭医療の更新と同じ)
2. 理 由 : 大阪府の福祉医療制度の見直しの整合をはかること、又豊中市を取り巻く厳しい財政状況の中今後も持続可能な制度を再構築するためです。
3. 主な変更点: ① 老人医療(41)の対象者で市民税非課税世帯の方が対象外となる。  
② 一部自己負担金の導入(一医療機関あたり500円/日(月2日限度))  
福祉医療費(老人医療一部助成証明書、障害者票、ひとり親家庭医療、乳幼児医療)  
③ その他: 下記参照
4. 「医療証」更新により障害者医療証が橙色に、ひとり親家庭医療証(母子・父子家庭)がピンク色になる。

平成16年11月1日からの実施内容

	老人医療	一部自己負担相当額等助成証明書	障害者医療	ひとり親家庭医療	乳幼児医療
一部自己負担金の導入※注1		負担	負担	負担	負担
入院時看護費等の助成が廃止	廃止※注2		廃止	廃止	継続
附加給付制度のある被用者保険の本人の助成(所得制限有)	(助成)		助成	助成	
市民税非課税世帯の方が対象外	廃止※注3				
所得制限が引き下げ		※注4	※注5		
名称が変更		※注6		※注7	

※注1: これまで無料でしたが、一医療機関あたり500円/日(月2日限度)を負担して頂くこととなります。

※注2: 重度障害者を対象に実施してきた食事療養費の助成が廃止になります。(老人保健対象者も廃止)

※注3: ただし、改正時における対象者は70歳になるまで助成されます。また、特定疾患、結核、精神保健の医療を受けている方は引き続き助成されます(所得制限有)。

※注4: 重度障害者は462万1千円、特定疾患、結核、精神保健の方は224万円(扶養なし)の所得制限になります。

※注5: 本人の所得制限を1000万円から462万1千円に引き下げになります。

※注6: 一部負担金相当額等助成証明書が一部負担金相当額等一部助成証明書に変更(旧証も有効期限までそのまま使用可能)

※注7: 母子・父子家庭医療がひとり親家庭医療に名称変更

(問合せ: 豊中市保険給付課 Tel.6858-2295~8)